

消費税増税に備えて ～あなたならどうする？～

税理士・ファイナンシャルプランナー

高浜 博美

本日の内容

- * これからの消費税の税率は？
- * 価格の表示方法の変更について
- * 消費税が課税されないもの
- * 住宅・車を購入する際の注意点

これからの消費税の税率は？

- * 平成26年4月1日より8% (単一税率) ~ 確定
- * 平成27年10月1日より10% ~ 景気動向により・・・？
→ 軽減税率の適用を検討

これからの消費税の税率

※軽減税率を導入したいと考えている理由

→単一税率によって課税すると、生活必需品(食料品・書籍・新聞・医薬品など)まで高い税率を適用することとなり、低所得者に対しての税負担が高くなるため。

※軽減税率をこれまでに適用できない理由

→売る側の帳簿が複雑になり、特に中小事業者には記帳するのが困難なため。(税率の異なるごとに記帳)

価格の表示方法の変更

- * 今までは・・・
→すべて税込表示(強制適用)
- * これからは・・・
→税抜表示も認められる。

価格の表示方法の変更

《具体例》掃除機10,000円(税抜価格)の表示をする場合

1. 今までの表示方法

掃除機 10,800円(税込価格)

2. 今後の表示方法

A商店:掃除機 10,800円(税込価格)

B商店:掃除機 10,000円(税抜価格)

C商店:掃除機 10,000円＋消費税 など

消費税のかからないものとは...

1. 土地の購入

2. 住宅の貸付

→住宅の購入は、消費税がかかる。

3. 学校の教育費

→習い事の費用は、消費税がかかる。

消費税がかからないものとは...

4. 病院の治療費・薬代

→健康診断料・人間ドックなどは消費税がかかる。

5. 介護サービス(介護保険の適用になるものに限る)

→要支援の認定を受けた人の食費などは、消費税がかかる。

6. 自動車保険・火災保険・生命保険・損害保険

7. 埋葬料・火葬料

など

住宅・車を購入する際の注意点

1. 住宅

(1) 課税されるもの

①建物

②エアコン・システムキッチンなどの付属設備

③仲介手数料

④登記費用(税金は除く)

住宅・車を購入する際の注意点

(2) 課税されないもの

①土地の購入価格

②登録免許税(登記する際にかかる費用)

③不動産取得税

住宅・車を取得する際の注意点

(3) 今後の動向について

①住宅ローン控除：既に確定している。

→控除額の増額(2,000万円から4,000万円に)

②不動産取得税の課税の有無：どうなるか・・・？

→消費税との二重課税ではないか？

住宅・車を取得する際の注意点

2. 車

(1) 課税されるもの

① 車両本体価格

② オプション (カーナビ・ETC・バックビューモニターなど)

③ 車庫証明などの代行費用

住宅・車を取得する際の注意点

(2) 課税されないもの

① 自賠責保険料

② 自動車取得税

③ 検査登録手続きなどの法定費用

住宅・車を取得する際の注意点

(3) 今後の動向について

①自動車取得税：本体価格の5%が課税

→平成25年12月にどうするか検討

②自動車税：排気量によって金額が異なる

→自動車業界から要望書を提出

今日のまとめ

1. 今、支出するものが消費税がかかるものかかからないものかを、もう一度考える。
2. 今、記載されている金額が、消費税が含まれている金額なのか、消費税が含まれていない金額なのか、よく見て検討する。
3. 支出しようとするものが、今すぐ必要なものかどうか、もう一度考えてみる。

ご清聴ありがとうございました。